

認知症希望大使普及啓発事業 委託仕様書 (案)

1 事業名

認知症希望大使普及啓発事業

2 目的

認知症の人本人からの発信の機会を確保し、一般県民の認知症に関する理解の促進を図る。

3 契約期間

契約の日から令和7年3月31日まで

4 事業概要

2023年度末に愛知県認知症希望大使（以下「大使」という）の任期が満了し、新たな大使の委嘱（2024年4月1日）にあたり、新たな大使の紹介及び活動を補佐するためのポスターやリーフレット、動画等を作成する業務を行う。

5 委託内容

ア. 委託内容	「愛知県認知症希望大使」のPR資料の作成 ①リーフレットの作成（10,000部程度） ②ポスターの作成（1,000部程度） ③動画の作成（データ及びDVD-R100部程度） ④認知症希望大使紙芝居の増刷（50部程度） ⑤その他独自提案
イ. 補足事項	・受託者は県と協議の上、PR資料の作成を行う。 ・PR資料の発送は県にて行う。 ・リーフレットの仕様は以下のとおり。 A3二つ折りA4仕上がり4ページ(表紙含む)、カラー ・ポスターの仕様は以下のとおり。 B2サイズ、カラー ・リーフレット、ポスターのデザイン及び動画の長さ・構成等については企画提案とし、詳細は県と協議の上決定する。 ・動画データの拡張子はmp4等県のパソコンで再生できる形で納品すること。 ・紙芝居のデータはイラストレータ及びPDFにより提供する。 ・紙芝居の仕様は以下のとおり 両面刷、11枚、368mm×250mm、4/1c、NewピジョンL判31kg ・広く県民にPRが図られ、大使の認知度の向上に資すると考えられる取組について、契約の範囲内において独自提案を受け付ける。

## 6 業務実施体制

5に掲げる業務が適切に実施されるよう責任者及び担当者を配置し、県の担当者との連絡調整を適切に行う体制を確保すること。

## 7 完了検査

受託者は、すべての業務完了後、業務完了届を提出し、検査を受けるものとする。

## 8 その他

- (1) 「あいちオレンジタウン推進計画」を熟知し、当該計画の趣旨を踏まえた提案を行うこと。
- (2) 業務を行うにあたって、著作権等の権利の対象となるものを使用するときは、その使用に関する一切の責任は受託者が負うものとする。
- (3) 業務によって得られる資料及び成果物は、委託者である県が所有するものとする。
- (4) 原則として、この仕様書及び提出された企画提案書により業務を行うこととするが、それによりがたい細部項目や愛知県との調整が必要な事項については、その都度、県に相談し、指示を受けるものとする。